

第1章 目的

第1条 部活動は次に掲げる目的を達成するために努力しなければならない。

- ・自治の精神を養うこと
- ・個々の伸長をはかること
- ・集団生活の中で社会性を養うこと
- ・余暇の活用をはかり高校生活の充実に努めること

第2章 組織

第2条 体育系・文化系の下記の部を置く。

- ・体育系
男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール
レスリング、テニス、バドミントン、サッカー、硬式野球、卓球
- ・文化系
自然科学、畜産調教、家庭、茶道、吹奏楽、美術、フラワーアレンジメント、演劇

第3章 部員・会員の登録ならびに役員

第3条 部員・会員は、登録を希望する生徒会員に限られる。

部への登録の手続きは、年度当初に「部活動登録届」により行う。

第4条 部の登録を変更する場合は、新旧部顧問および保護者と相談の上、「部活動変更・退部届」および「部活動登録届」を係に提出する。

第5条 部から退く場合は、部顧問および保護者と相談の上「部活動変更・退部届」を担任に提出する。

第6条 部員はいかなる理由においても差別を受けない。また組織の一員としての責任と義務を果たし明朗、活発に活動しなければならない。

第7条 各部には組織として活動できるよう原則下記の役員を置く。

- ・部長
- ・副部長

第4章 顧問 (以下外部指導者を含む)

第8条 本校常勤の教員とする。学校外から指導者を依頼するときは学校の許可を受ける。

第9条 生徒の自主性を尊重しながら目的達成のため適切な指導する。また、部の運営、活動状況を常に把握し生徒と教師の人格の触れ合いの中で部活動の発展をはかる。

- 2 「これからの運動部活動」及び「体罰を根絶する学校」(平成25年3月岐阜県教育委員会)、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)の内容を十分理解し、体罰・ハラスメント・不適切な発言等の根絶を改めて徹底する。

- 3 活動における障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止を徹底する。
 - ・日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。
 - ・活動中の事故やけが、疾病が発生した場合、管理職や顧問及び養護教諭が、学校が備える「危機管理マニュアル」に沿って迅速に対応できるよう、体制整備をしておく。
 - ・熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

第10条 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針・年間、月間計画等を明確にし、保護者に示す。

- 2 日頃から、安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取り組みを行う。
- 3 対外試合に関する諸事務の処理並びに引率の場合は適切に指導をする。

第5章 経費

第11条 部の活動経費は原則として生徒会費により支出し生徒総会の承認の上執行される。

第6章 活動

第12条 部の活動について、原則として下記のように定める。

(1) 部員及び顧問の健康衛生管理上、活動日・時間は下記のようにする。

- ・週当たりの休養日の設定（月間活動予定表に記載）

学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）はすくなくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- ・長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ・1日当たりの活動時間

原則、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。校舎等管理規定第6条により午後7時00分には完全に下校させる。

(2) 定期考査1週間前から考査終了までは部活動禁止期間とし、学習活動を優先させる。

ただし、下記の場合は、顧問が事前に「時間外部活動許可申請書」（月間活動予定表に記載）により学校長の許可、同時に保護者の承諾を得て、適切な学習時間の確保に配慮した上で活動する。

- ・公式試合・大会等が考査期間の2週間以内に予定されている場合
- ・体調管理やコンディション調整のため1時間程度のトレーニングが必要な場合